

令和元年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計 (児童相談・女性相談) について

1 浜松市家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、厚生事務次官通知(発見第92号昭和39年4月22日「家庭児童相談室の設置運営について」)に基づき、福祉事務所に家庭児童相談室が設置されている。

家庭児童相談室は、児童虐待の防止等に関する法律第6条の子ども虐待に係る通告の受理機関であると共に、児童福祉法第25条の要保護児童通告の受理機関である。また、婦人保護事業における女性相談にも応じている。

2 児童相談種類別対応件数

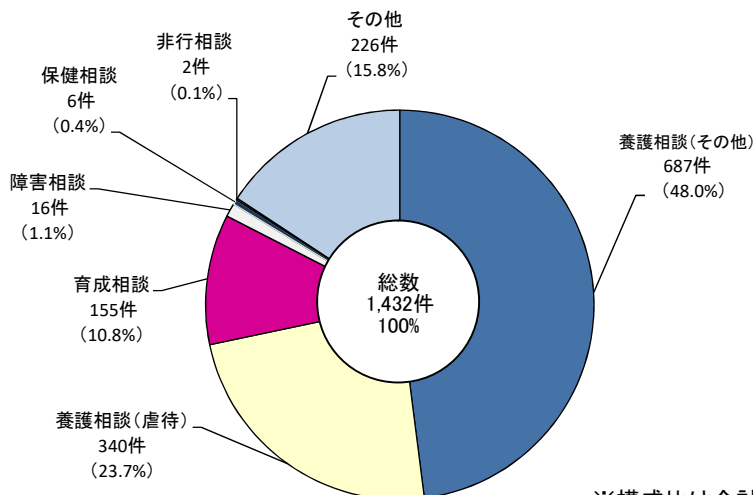
令和元年度の相談対応件数は1,432件で、平成30年度の1,347件と比べ、85件の増でした。また、種類別にみると、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)の687件(48.0%)を除くと、養護相談の虐待が340件(23.7%)と最も多く、次いで育成相談155件(10.8%)でした。

【表1】

(単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R元年度	340	687	6	16	2	155	226	1,432
H30年度	285	780	4	20	8	159	91	1,347
増減	55	△93	2	△4	△6	△4	135	85

【図1】



※構成比は合計が100%にならない場合があります。

3 児童虐待対応の状況

(1) 児童虐待対応件数の推移

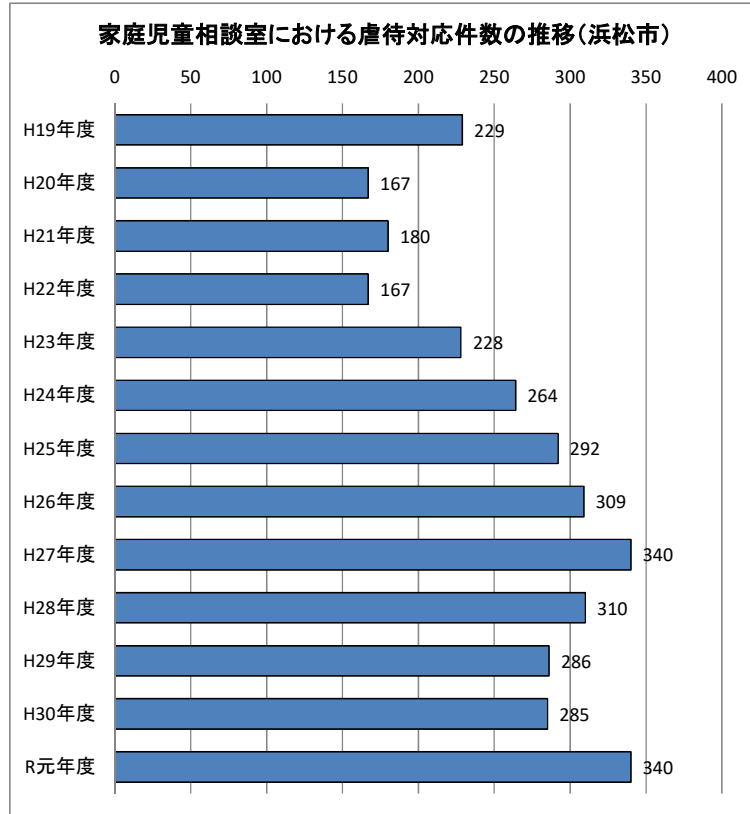
令和元年度の虐待対応件数は 340 件で、前年度に比べ 55 件の増でした。

【表 2】

(単位:件)

	家庭児童相談室
H19年度	229
H20年度	167
H21年度	180
H22年度	167
H23年度	228
H24年度	264
H25年度	292
H26年度	309
H27年度	340
H28年度	310
H29年度	286
H30年度	285
R元年度	340

【図 2】



【児童虐待対応の通告経路】

【表 3】

(単位:件)

	児童相談所	福祉事務所	保健センター	保育所・認定こども園	医療機関	学校等	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R元年度	12	57	54	20	17	111	6	18	18	27	340
H30年度	20	29	58	18	20	64	2	28	34	12	285
増減	△8	28	△4	2	△3	47	4	△10	△16	15	55

(2) 児童虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、身体的虐待が 165 件(48.5%)と多く、次いでネグレクトが 86 件(25.3%)、心理的虐待が 83 件(24.4%)、性的虐待が 6 件(1.8%)でした。

【表 4】 (単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R 元年度	165 (48.5%)	83 (24.4%)	86 (25.3%)	6 (1.8%)	340 (100.0%)
H30 年度	140 (49.1%)	76 (26.7%)	68 (23.8%)	1 (0.4%)	285 (100.0%)
増 減	25	7	18	5	55

(3) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 123 件 (36.2%)、3 歳から学齢前が 120 件 (35.3%)、3 歳未満が 63 件(18.5%)、中学生が 25 件(7.4%)の順でした。

【表 5】 (単位:件)

	0 歳 ～ 3 歳未満	3 歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R 元年度	63 (18.5%)	120 (35.3%)	123 (36.2%)	25 (7.4%)	9 (2.6%)	340 (100.0%)
H30 年度	77 (27.0%)	91 (31.9%)	96 (33.7%)	16 (5.6%)	5 (1.8%)	285 (100.0%)
増 減	△14	29	27	9	4	55

(4) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 221 件(65.0%)、次いで実父の 97 件(28.5%)でした。

【表 6】 (単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R 元年度	221 (65.0%)	97 (28.5%)	0 (0%)	14 (4.1%)	8 (2.4%)	340 (100.0%)
H30 年度	182 (63.9%)	76 (26.7%)	5 (1.7%)	16 (5.6%)	6 (2.1%)	285 (100.0%)
増 減	39	21	△5	△2	2	55

(5) 対応種別別件数

最も多いのは継続指導の 236 件であり、全体の 69.4%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 69 件(20.3%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる指導	家庭児童相 談室の継続 指導	児童相談所 送致	計
R 元年度	69 (20.3%)	236 (69.4%)	35 (10.3%)	340 (100.0%)
H30 年度	78 (27.4%)	178 (62.4%)	29 (10.2%)	285 (100.0%)
増 減	△9	58	6	55

4 女性相談の状況

(1) 女性相談件数の推移

令和元年度の女性相談件数は 986 件で、そのうちDV*相談は 358 件でした。

*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に基づく配偶者(離婚後及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む)からの暴力家庭児童相談室における女性相談件数の推移(浜松市)

【表 8】

(単位:件)

	女性相談件数	
		(内訳)DV
H19 年度	673	229
H20 年度	749	250
H21 年度	869	274
H22 年度	1,030	348
H23 年度	1,101	439
H24 年度	1,136	426
H25 年度	1,319	438
H26 年度	1,181	447
H27 年度	1,199	433
H28 年度	1,129	426
H29 年度	972	371
H30 年度	1,026	397
R 元年度	986	358

【図 3】児童家庭相談室における女性相談件数の推移(浜松市)

年度

